

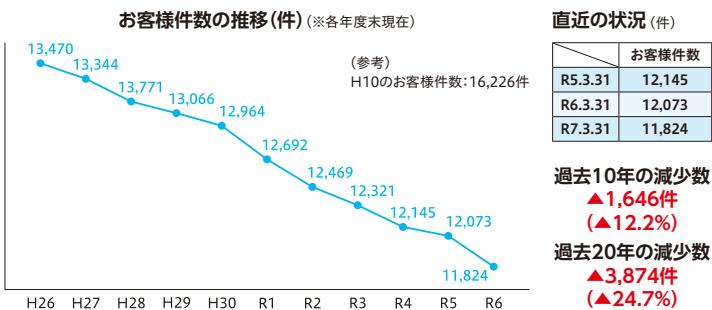
# 松江市ガス事業民営化の必要性

## 本市都市ガス事業の現況

- 顧客数は直近10年間で12.2%減少
- 供給区域内利用率は3割を下回り、公営ガス事業者16者中最下位水準
- 販売量は10年前と比較して4.4%減少
- 顧客数や販売量の減少を止めることができなければ料金値上げを検討せざるを得ない状況、先行きは非常に厳しい

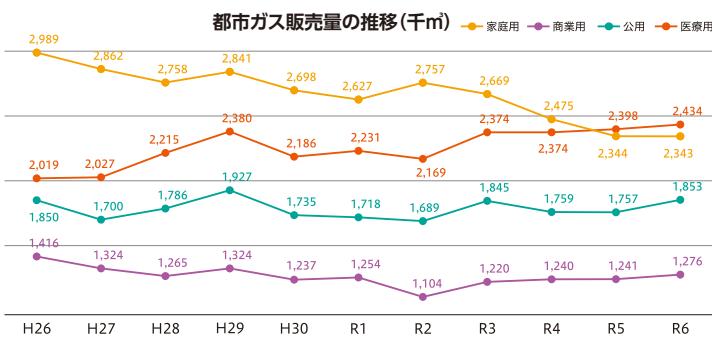
### お客様件数の減少

- オール電化住宅などガス以外の燃料との競合、人口減少などにより、過去20年以上減少の一途を辿る



### 都市ガス販売量の減少

- 家庭用・お客様件数とともに減少傾向
- 医療用・大型病院の動向に左右
- 商業用・コロナ禍による空調需要などにより近年増加
- その他燃料への転換などにより減少傾向



### 全体販売量(千m<sup>3</sup>)

(参考)H17の全体販売量:10,471千m<sup>3</sup>

| 年度 | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|    | 8,286 | 7,925 | 8,035 | 8,483 | 7,868 | 7,841 | 7,721 | 8,110 | 7,850 | 7,746 | 7,921 |

## 社会情勢および都市ガス事業を取り巻く環境の変化

- 平成28年、29年の電気・ガス小売全面自由化により、総合エネルギー市場が創出され、各インフラ分野を組み合わせたサービス提供が進展
- 令和2年の菅首相(当時)の「2050カーボンニュートラル宣言」を受け、都市ガス業界は原料を天然ガスから「e-methane(合成メタン)」に転換する方針

平成28年4月:電力小売 全面自由化  
平成29年4月:ガス小売 全面自由化

公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書(平成29年3月 総務省)において  
「一般的にガス供給事業は民間事業者が担っており、  
公営企業で行う必然性はない。」

電気・ガス以外の異業種からの参入により「総合エネルギー市場化」が進む中で、  
料金メニュー やサービス内容を競う時代が到来

(参考) 民間都市ガス事業者が実施しているサービス(例)

ガス・電気・  
インターネットの  
セット販売(値引き)

ポイント付与・  
電子マネーなどの  
ポイント還元

「水回りトラブル対応」など  
生活支援サービス

### 【全国の多くの地域で民間事業者が都市ガスを供給】

平成10年に70者あった公営ガス事業者は、  
天然ガスへの転換、電力・ガス小売自由化などを受け、  
現在は16者に

## 全国のガス事業民営化の状況

- 公営都市ガス事業者の占める割合は、事業者数では10%未満、供給戸数・販売量では全体の2%以下となっている
- 現在、西日本で都市ガスの小売を行っている公営都市ガス事業者は、松江市ガス局のみとなっている

### 公営都市ガス事業者の占める割合

| 事業者数(者) | 民営  | 174  | 91.6% |
|---------|-----|------|-------|
| 公営      | 16  | 8.4% |       |
| 計       | 190 | 100% |       |

※令和7年4月現在(日本ガス協会「都市ガス事業の現状2025」を時点修正) ※大津市を除く

| 供給戸数(千戸) | 民営     | 27,579 | 98.0% |
|----------|--------|--------|-------|
| 公営       | 573    | 2.0%   |       |
| 計        | 28,152 | 100%   |       |

※令和5年度地方公営企業年鑑より

| 販売量(百万m <sup>3</sup> ) | 民営     | 37,501 | 98.7% |
|------------------------|--------|--------|-------|
| 公営                     | 500    | 1.3%   |       |
| 計                      | 38,001 | 100%   |       |

※令和5年度地方公営企業年鑑より

### 日本の公営ガス事業者(16事業者)



※西日本の公営ガス事業者は  
松江市ガス局のみ

※大津市(コンセッション方式により  
民営化済)を除く

※赤字の都市は民営化を決定  
または検討中

- 公営ガス事業を継続している自治体の多くは、近隣に天然ガスが自噴しており、安価・効率的な原料調達が可能
- 松江市は、輸入した液化天然ガスを県外の基地からタンクローリーで運搬しており、上記の自治体と比べて高コスト

しかしながら

公営ガス事業者は、法令等により原則ガス販売しかできない

したがって

安全・安心な都市ガス事業を継続すると同時に、

お客様のニーズに基づく

サービス提供や地域活性化へ

貢献を果たしうる経営形態へのシフトが必要

民営化

# 松江市ガス事業譲渡のあゆみ①

平成12年  
12月

## 国の動き

- 「行政改革大綱」閣議決定
  - ▶「官から民へ」「小さな政府」を掲げた改革に着手
  - ▶小さな自治体づくりに一齊に動き出す
- 総務省の「公営ガス事業の民営化手法研究会」報告書(平成14年3月)

以下の状況を背景に、公営ガス事業の課題を分析し、民営化手法とそのメリット・デメリットを提示。

- 熱量変更事業が経営規模の小さい公営ガス事業にとって大きな投資負担となる懸念。
- エネルギー業界の規制緩和に伴う競争激化による公営ガス事業の経営悪化の懸念。
- 地方公共団体における行財政改革と、その一環としての公営事業見直しの要請。

平成13年  
12月

## 松江市の動き

- 「旧松江市行財政改革大綱」
  - ▶公営企業の経営活性化
    - ①民営化の推進
    - ②経営健全化への取り組み

●旧松江市では、平成13年3月に「松江市行財政改革推進本部・推進委員会」を設置し、全庁的に行革議論に着手。平成13年12月に「松江市行財政改革大綱」を策定。

●その中で、「ガス局民営化」の方向が示され、平成14年度・15年度の2カ年で民営化を含むガス事業のあり方について、検討委員会を設置し、検討する方針を決定。

平成14年  
7月

- ガス事業経営検討委員会 設置
  - 外部委員会検討結果(平成15年2月 提言)
    - ▶民営化の方向で検討すべきである
    - ▶平成17年度以降に再度、具体的に検討すべきである
    - ▶平成22年度以降の単年度黒字化に向かって努力すること
    - 平成22年度決算 以降経常黒字を維持

平成17年  
12月

- ガス事業経営検討委員会 設置
  - 外部委員会検討結果(平成18年11月 答申)
    - ▶民営化が顧客に不利益を及ぼさず、松江市民および松江市全体にメリットを生み出すものであること
    - ▶民営化方式は、事業譲渡方式の採用が望ましい
    - ▶民営化時期は、事業価値が企業債残高に資産価値を加えた額を上回る時期が望ましい

平成29年

- 都市ガス小売り全面自由化

令和元年  
5月

- ガス事業経営検討(検証)委員会 設置
  - 外部委員会検証結果(令和元年10月 報告)
    - ▶一般的な事業価値の算出法であるディスクонтキヤツシフロー法などを用いて算出した価値が負債を上回る時期が来ている状況から、ガス事業の民営化を実現する時期を迎えたと考える

令和2年

- 2050カーボンニュートラル宣言

令和3年

- 現市長・ガス事業管理者就任

平成29年の都市ガス小売り全面自由化以降に民間譲渡を実施した自治体にかかる調査や、本市ガス事業にかかる事業価値の算定などを実施

令和5年  
2月

- 市長議会答弁
  - ▶事業環境は年々厳しさを増していることから、今後速やかに必要な検討を進める。

7月

- 都市ガスのお客様へ都市ガス事業の現状等に係る説明資料を送付、説明会開催

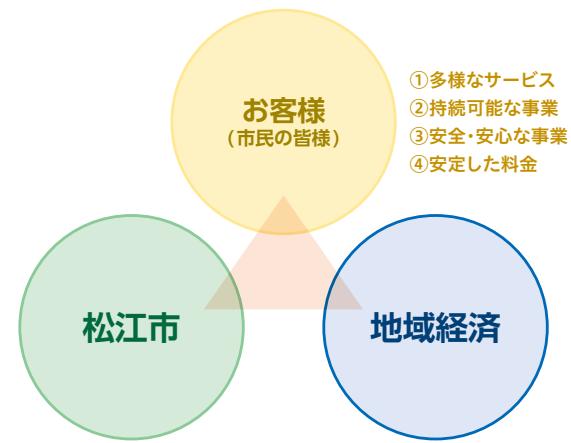
8月

- 市長記者会見にて民間譲渡の方針を表明  
「松江市ガス事業民営化基本方針」を公表

## 民営化の目的・理念

本市における都市ガス事業が将来にわたり健全に継続されることを基本に、民営化が顧客に不利益を及ぼさず、松江市民および松江市全体にメリットを生み出すものであること

お客様・地域経済・松江市の「三方よし」の持続可能な都市ガス事業の実現を図る



## 民営化の基本的な考え方

### 安全・安心で安定した供給の確保

- 現在の保安水準を維持・向上し、安定的かつ継続的なガス供給(原料調達を含む)を行うこと
- ガス設備の維持・更新・運用を適切に図ること

### お客様へのサービス内容と満足度の向上

- ガス料金の水準が安定的に推移するよう、経営の効率化と透明性の確保を図り、多様なサービスの提供などを通じて、お客様満足度の向上を図ること

### 公益性及び安定した経営基盤の確保

- 都市ガス事業に求められる公益性を認識し、経営基盤・経営能力・技術的能力を確保すること

### 人材の確保・育成による技術継承と経営体制の確立

- 職員の確保・育成・活用により、保安水準の維持・向上のための技術を確実に継承するなど、適切な経営体制を整えること

### 地域経済の活性化

- 地元経済界と連携を図り円滑に事業を実施するとともに、地域の発展につながる事業を開拓すること
- 地元雇用の拡大に努めるとともに、地域経済に貢献すること

### 本市との緊密な連携

- 本市の政策(松江市総合計画-MATSUE DREAMS 2030-等)に協調した事業展開を図ること

9月

- 検針時、全てのお客様へ民間譲渡の方針決定についてお知らせ配布
- 令和5年9月議会において「松江市ガス事業譲渡先選定委員会条例(案)」が継続審査

# 松江市ガス事業譲渡のあゆみ②

|                  |  |
|------------------|--|
| 令和5年<br>11月      | 都市ガス供給エリアを中心とした市内15公民館において「松江市ガス事業民営化基本方針にかかる説明会」を開催   |
| 12月              | 令和5年12月議会において「松江市ガス事業譲渡先選定委員会条例（案）」が可決   |
| 令和6年<br>2月       | 松江市ガス事業譲渡準備業務を外部コンサルタントへ委託発注   |
| 4月               | 第1回松江市ガス事業譲渡先選定委員会 4月16日開催（公開）<br>〈主な議事内容〉会長選出、委員会の運営方法<br>第2回以降の委員会の非公開   |
|                  | 松江市ガス事業譲渡先選定委員会<br>会長 草薙 真一 兵庫県立大学 副学長<br>委員 大森 浩 公認会計士<br>委員 福田 真也 弁護士<br>委員 松浦 俊彦 松江商工会議所 専務理事（令和7年3月1日急逝）<br>委員 三宅 克正 松江市公民館長会会長                |
| 5月               | 第2回松江市ガス事業譲渡先選定委員会 5月24日開催（非公開）<br>〈主な議事内容〉主な譲渡条件・LPガス事業   |
| 7月               | 第3回松江市ガス事業譲渡先選定委員会 7月29日開催（非公開）<br>〈主な議事内容〉募集要項案・選定基準案   |
| 8月               | 事業者向け現地見学会 8月7日開催  |
| 9月               | 第4回松江市ガス事業譲渡先選定委員会 9月27日開催（非公開）<br>〈主な議事内容〉募集要項など・審査方法   |
| 10月              | <b>事業譲渡先の公募開始（10月15日）</b><br>公募の概要   |
|                  | 項目 内容  |
| 公募開始日            | 令和6年10月15日（火）  |
| 譲渡手法             | 全てを売却する完全譲渡  |
| 選定方法             | 公募型プロポーザル方式  |
| 譲渡日              | 令和8年4月1日（水）  |
| 譲渡対象事業           | 都市ガス事業、旧簡易ガス事業及びLPガス事業の一括譲渡  |
| 主な事業譲渡条件         | 項目 内容  |
| 譲渡対象資産           | ● 固定資産（土地、建物、導管、機械装置等）<br>● 流動資産の一部（現金・預金を除く。）   |
| 料金水準             | 少なくとも <b>3年間は現行の水準を上回らない。</b>  |
| 旧簡易ガス事業及びLPガス事業等 | 事業譲渡後の原料調達等を円滑に実施するため、現委託先が希望する場合は、 <b>当面の間委託を継続する。</b>  |
| 承認工事業者等          | 現在の承認工事業者等が事業を行えるよう、 <b>工事業者の承認制度を継続</b> とともに、 <b>優先的に発注するよう努める。</b>   |
| 事業譲受会社           | 新会社を設立し、本社を市内に設置する。  |
| 職員派遣             | ● <b>円滑な事業継承</b> を目的として、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、ガス事業に従事した職員を <b>3年内に限り派遣する。</b><br>● 市は事業譲受会社へ出資する。 <b>出資比率は1%未満</b> とし、出資額の上限は100万円とする。 |
| 権利の譲渡制限          | 本事業や重要な資産を <b>5年間は第三者へ譲渡してはならない。</b>   |
| 最低譲渡価格           | <b>23億円</b>  |
| 11月              | 1次審査（資格審査）：2者通過  |
| 令和7年<br>2月       | 2次審査（提案審査）提案審査書類の提出：1者   |
| 3月               | 第5回松江市ガス事業譲渡先選定委員会 3月17日開催（非公開）<br>〈主な議事内容〉提案審査：書面審査   |
|                  | 第6回松江市ガス事業譲渡先選定委員会 3月21日開催（非公開）<br>〈主な議事内容〉提案審査：ヒアリング審査、最優秀提案者の決定  |

|                 |  |   |
|-----------------|--|---|
| 3月              | 選定委員会会長による<br>最優秀提案者「伊丹産業株式会社」の報告（3月24日）   |   |
|                 | <b>最優秀提案者を優先交渉権者に決定（3月25日）</b><br><b>市長記者会見にて公表（3月26日）</b><br>譲渡先公募の最優秀提案者（グループ）   |   |
|                 | 項目 概要  |   |
|                 | 代表企業 <b>伊丹産業株式会社</b><br>● 本社：兵庫県伊丹市<br>● 創業：昭和23年<br>● 従業員数：1,549名<br>● 令和5年12月期売上高：1,064億円<br>● 都市ガス事業実績：<br>• 有馬温泉（自社で供給開始）<br>• 西脇市・丹波篠山市・福知山市（市営ガスからの事業譲受） |   |
|                 | 協力企業 <b>東京電力エナジーパートナー株式会社</b><br>● 本社：東京都中央区<br>● 株主：東京電力ホールディングス株式会社100%<br>● 事業内容：東京電力グループの小売部門<br>● 本事業における役割：<br>• 脱炭素に関するソリューションの提案など                     |   |
|                 | <b>「選定委員会の評価」および「優先交渉権者決定」のポイント</b>  |   |
|                 | 項目 優先交渉権者の提案 公募条件  |   |
| 料金水準<br>サービス    | ● 現行水準を5年間維持<br>● 現行のメニューおよび割引制度を継続<br>● 電気とのセットメニューなど料金が安くなる新メニューを用意  | ● 少なくとも3年間は現行の水準を上回らない。<br>● 多様なサービスの提供 |
| 事業譲受会社          | ● 譲受時は現ガス局に設置<br>● 2年後を目途に市内中心地に新設、ショールームを併設   | ● 新会社を設立し、本社を市内に設置                      |
| 譲渡価格            | 36億9千万円  | 23億円以上                                  |
| (株)松江ガスサービスの取扱い | ● 委託の継続、雇用確保<br>● 令和11年度までに新会社へ統合  | ● 委託の継続<br>● 現社員の雇用確保                   |
| 地元雇用            | ● 4年間で24人の地元雇用   | ● 地元雇用の拡大に努める                           |
| その他             | ● 旧簡易ガス事業及びLPガス事業について現委託先への委託を継続<br>● 承認工事業者等の承認制度の維持・優先発注<br>● 派遣職員の受け入れ<br>など、募集要項の基本条件を遵守   |   |
| 4月              | 優先交渉権者と基本協定締結（4月9日）  |   |
| 5月              | 優先交渉権者の出資により<br>譲渡先「松江エナジープラス株式会社」設立（5月14日）  |   |
|                 | 譲渡先と事業譲渡仮契約締結（5月30日）   |   |
| 7月              | <b>令和7年6月議会において「（ガス事業に係る）財産処分について（案）」が可決（7月8日）→事業譲渡仮契約が本契約として成立</b>  |   |
| 8月              | 中国経済産業局長へガス事業法42条に基づく一般ガス導管事業の「事業譲渡認可申請」を提出（8月15日）   |   |
| 9月              | <b>中国経済産業局長が「事業譲渡認可申請」を認可（9月26日）</b>   |   |
| 10月             | 検針時、全てのお客様へ「民間譲渡の決定（手続き完了）について」お知らせ配布  |   |
| 11月             | 「2025年（第60回）ガス展」にて、松江エナジープラス株式会社のPRブース設置（11月15日、16日）   |   |
| 令和8年<br>1月      | 検針時、全てのお客様へ「新たなガス事業にかかるお客様説明会（令和8年2月開催）のご案内」を配布（予定）  |   |
| 2月              | 検針時、全てのお客様へ「新たなガス事業について（新サービス等詳細）」を配布（予定）  |   |
|                 | 市内15カ所で「新たなガス事業にかかるお客様説明会」を開催（予定）  |   |
| 4月              | <b>ガス事業譲渡（4月1日）</b>  |   |

# 松江市ガス事業民営化Q&A

## Q1.

ガス局民営化によって、何が変わりますか？

都市ガスの供給がなくなりますか？

LPガスになりますか？

ガス機器を買い替えなければなりませんか？

何か手続きが必要ですか？



## A1.



▶現在、ガス局が供給している都市ガス、旧簡易ガス、LPガスは、供給者が松江エナジープラス(株)に変更となります。お客様の手続きやガス機器の交換等は不要でそのままご利用いただけます。

▶今までと同じ保安水準・料金水準で、**公営ではできなかった新たなサービス**が受けられるようになります。

## Q2.

民営化により、料金が上がるのではないか？



## A2.



▶譲渡条件として、譲渡後5年間は譲渡前の料金水準を上回らないこととしています。ただし、現在も適用している「原料費調整制度」による従量料金単価の調整については、譲渡後も引き続き適用します。

▶譲渡後5年経過後も、他エネルギーとの競合の観点から、むやみに料金値上げを行う予定はありません。一方、全国的な物価・賃金上昇に伴い様々なサービス・業種で値上げが行われている中、安定供給に最小限必要な料金値上げを将来的に行なうことは、ガス事業においても例外ではありません。

## Q3.

民間事業者では、保安水準が低下するのではないか？



## A3.



▶法律等で定められた保安水準・保安体制(365日24時間かけつけ対応等)を維持し、引き続き安全安心なガスをお届けします。

▶ガスは(電気と同様)全国的に民間企業を中心に供給している実績があり、民営化により保安レベルが下がることはありません。

▶市内の状況に精通した関係事業者(ガス工事業者、LPガス配達業者、検針員、子会社:(株)松江ガスサービス等)へ引き続き委託業務等を発注します。

▶ガス局よりも資本力のある譲渡先を選定しており、ガス供給設備更新についても心配はありません。本市のガス本支管耐震化率は95%を超え、100年以上使用できると言われているポリエチレン管への更新も進んでおり、当面、大規模な導管更新等の予定もありません。

## Q4.

今後、顧客減少や設備更新で不採算となった場合、民間事業者では、安易にガス事業を廃止し、撤退するのではないか？



## A4.



▶ガス局よりも資本力があり、サービス多様化をはじめ顧客繋ぎ止めなどのノウハウを持ち、安定経営が可能な譲渡先を選定しています。

▶譲渡条件として、ガス事業や重要な資産を5年間は第三者へ譲渡してはならないこととしています。

▶ガス事業法により、一般ガス導管事業の休止または廃止には国の許可が必要となっており、次の事業譲渡先を手当てる等、公共の利益が阻害されるおそれがない場合でなければ許可が下りないこととなっています。

## Q5.

現在のガス局は黒字経営なのに、なぜ民営化が必要なのですか？



## A5.



▶現在もガス局のお客様件数は減少し、事業価値が低下し続けていることから、できるだけ早いタイミングでの事業譲渡が適切であると判断しました。ガス事業の負債は17億円あまりとなっており、赤字経営に陥り、事業価値が負債残高よりも低下してからでは、事業売却後に残った負債を(ガス局のお客様以外も含む)全市民で負担しなければならなくなる懸念がありました。(都市ガスの供給戸数は市総世帯数の12.9%)

## Q6.

譲渡先の新会社では、新たにどのようなサービスが受けられますか？



## A6.



▶譲渡先公募における事業提案の中で、下記のサービス等が提案されています。(※令和8年2月検針時に改めてお知らせ予定)

▶なお、事業譲渡における提案内容・契約の履行状況については、譲渡後3年間、松江エナジープラス(株)から市へ報告し、市において確認を行うこととしています。

### 【令和8年4月から開始予定の新たなサービス】

- お得なガスと電気のセット販売
- 水まわり等の24時間かけつけサービス(電気小売契約のあるお客様のみ対象)
- 卒FIT買い取りサービス

### 【譲渡日以降、順次開始予定の新たなサービス】

- 地方創生に貢献する新たな都市ガス料金メニュー
- (防災拠点を兼ねた)ショールームを市中心部に新設
- 初期費用0円太陽光発電設置サービス